

新型コロナ・消費税対策相談は民商へ

4月13日（月）民商会館で相談会を開催し、20名が参加しました。

ほとんどが飲食業の方（ラーメン店・食堂・居酒屋・スナック・仕出し屋など）でしたが、皆さんから「客足が途絶え、売上が大幅に減少している」との声があがりました。

「県外からの出張客が来ない」（スナック）「葬儀も家族葬で簡素化。法事もない」（仕出し屋）「少人数の集会も開けない」（カラオケ指導）「家賃も払えない」（家賃交渉して3ヶ月安くしてもらつた）「融資に年齢は関係あるのか」など交流し合いました。

商工新聞4月13日号の【新型コロナ】商売と暮らし守る「使える制度」の活用法Q&A解説を読み合わせ、市長への「新型コロナの影響から中小業者を守るために要望書」に意見を募り、「緊急小口資金」「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「納税の猶予」について実際に活用した方から話していただきました。

松本副会長「私の仕事はコロナと関係ないと思っていたが、取引先などから出入り時に注意されたりと少し影響が出てきていた時に、取引先担当者が事務処理できずに支払いがひと月遅れた。厳しい時に『金融公庫』に行つたが2、3週間かかる為『緊急小口資金』の申請に切り替えた。これは生活困窮者向けの融資なので、担当者2人に生活が大変な事を説明。（ヒアリング形式）翌日必要な書類を持ち、書類に記入して終了した。その後に20万入金があり、お金の事を気にせず仕事に集中でき、非常に助かった」

中央・江南区相談会開催！

4月13日（月）民商会館で相談会を開催し、20名が参加しました。

皆さんから「客足が途絶え、売上が大幅に減少している」との声があがりました。

「県外からの出張客が来ない」（スナック）「葬儀も家族葬で簡素化。法事もない」（仕出し屋）「少人数の集会も開けない」（カラオケ指導）「家賃も払えない」（家賃交渉して3ヶ月安くしてもらつた）「融資に年齢は関係あるのか」など交流し合いました。

商工新聞4月13日号の【新型コロナ】商売と暮らし守る「使える制度」の活用法Q&A解説を読み合わせ、市長への「新型コロナの影響から中小業者を守るために要望書」に意見を募り、「緊急小口資金」「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「納税の猶予」について実際に活用した方から話していただきました。

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沿垂西3丁目10-14
電話(243)0141
20年4月20日

地域の相談会

新型コロナの融資相談、
税金の換価の猶予の相談

北区

日時：4月23日（木）

午後1:00~3:00

午後6:30~8:00

会場：北地区公民館

(注)状況によって会場の変更があります。



政策金融公庫緊急融資を獲得！

米山支部

亀田支部の飲食店の方『新型コロナウイルス感染症特別貸付』を利用。融資を申し込み、面接した。受付は柔軟な対応で、運転資金としていくら、なぜ必要か説明する程度だった。入金までの時間はかかりそうだ』

日程

- 4月24日（金）婦人部三役会
- 5月1日（金）メーデー

確定申告受け付け16日の期限後でも 国税庁は、新型コロナウイルスの感染拡大 を受け、16日に期限を迎える所得税などの 確定申告について期限後も受け付けると発表 した。

事前手続きは不要。税務署で期限後に申告する際は、延長申請書に「新型コロナの影響」と書いて提出する。申告書を郵送する場合は、申告書の特記事項欄などに記載する。

コロナ対策の給付金額決まる

7日、緊急経済対策会議で、新型コロナウイルスに対する給付金が決まりました。

世帯給付	30万
個人事業主・フリーランス	最大100万
中小業者	最大200万

「持続化給付金」として内容が公表されました。

金額は公表されたものの「自身が対象者になるのか」という判断は非常に複雑であり、申請手続きもかなり複雑になることが予想されます。一律給付ではないため、対象者は請求手続きを行うことで給付金獲得となります。条件となる「売上の半減」は前年同月比50%減と言う事で、支給開始は夏ごろと言う報道もあります。

給付金額や支給対象者、支給時期について、まだまだ問題があります。みんなで声を上げて「商売をつぶされないよう」頑張りましょう。

《建設業許可変更届について》

3月27日（金）民商会館に集

まり作成会は終了しております。変

更届は1年に一回、決算終了後4ヶ月以内に提出が必要です。

都合が悪く欠席された方は、忘れずに手続きを行いましょう。

不明点は、担当事務局まで

県青協総会・補助金活用セミナー 再延期のお知らせ

この度4月25日に予定していた県青協総会、並びに26日の補助金活用セミナーは新型コロナウイルスの影響により再度の延期となりました。

延期後の日程は、現在は未定となっております。

労働保険事務組合からの お知らせ

委託事業主の皆さん、労働保険(労災・雇用)
の年度更新の日程が決まりました。お忙しいと思
いますが、更新手続きにお越しください。

4月28日(火)午前 10:00 ~ 11:30
午後 13:00 ~ 15:00

5月 7日(木)午後 13:00 ~ 15:00

【労災保険】

従業員が仕事や通勤中に災害や事故にあつた時保障されます。仕事中に、ケガや病気(障害や死亡も含みます)になった時の医療費や休業補償が受けられます。

【雇用保険】

週20時間以上働く労働者は、加入の義務があります。労働者が失業した場合、給与の50~80%の手当が受けられます。

【自営業者の特別加入】

中小業者本人や家族が加入できます。自営業者は事故やケガ等の保障がないので是非加入しましょう。

事務組合委託事業所には年度更新の書類を近日中に送付します。記入の上、印鑑も忘れずにご持参願います。

※なお、廃止された(廃止予定)事業所も保険料の確定作業が必要です。必ず手続きをお願いします。ご不明な点は民商事務局までお問い合わせ下さい。